

鴨川市生活路線バス維持費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第4号

鴨川市生活路線バス維持費補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市生活路線バス維持費補助金交付要綱（平成28年鴨川市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「系統」の次に「及び鴨川駅前停留所と誕生寺入口停留所を結ぶ系統」を加える。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別記第1号様式中「実車割合」を「実車走行キロ数」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。